

### ☆相続税の基礎控除・最高税率の改正☆

～ 平成27年1月1日以後の相続に適用 ～

被相続人(亡くなられた人)から相続又は遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が遺産に係る基礎控除額(改正後：3,000万円と600万円に法定相続人の数を乗じて算出した金額との合計額)を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

現況では、相続税の課税対象となった被相続人の割合は約4%ですが、平成27年以降の課税対象者は1.5倍(首都圏では2倍)になると見込まれています。

主な改正点としまして、相続税の基礎控除の引下げと税率構造の見直しがあります。

#### 【遺産に係る基礎控除額の引き下げ】

改正前	5,000万円+ (1,000万円×法定相続人の数)
改正後	3,000万円+ (600万円×法定相続人の数)

#### 【相続税の税率構造】

基礎控除後の金額	改正前税率	改正後税率
1,000万円以下	10%	10%
3,000万円以下	15%	15%
5,000万円以下	20%	20%
1億円以下	30%	30%
2億円以下	40%	40%
3億円以下		45%
6億円以下	50%	50%
6億円超		55%

この他に小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例や税額控除なども改正が行われています。相続税に関するご質問またはご依頼等ございましたら担当者までご相談下さい。

### ☆年末調整の準備について☆

年末調整も近づいてきました。今月より生命保険控除証明書などの資料等が届き始めますので、大切に保管くださいますようお願い申し上げます。

### ☆コラム(飯島のつぶやき) ☆

#### 石垣島レポート

求人活動真只中、今年も石垣島に行ってみようとした。そのせいだろうか、今年も台風を迎えに行った形となりました。

ここ数年連続して台風の影響で船が出ず、宿で待機する状況が続きました。

これは、たぶん神様に「じっくりと事務所経営を考えろ」と言われているのだなと考えました。

先日もある方に言われたのですが、知識は外側から入る認識、すなわち学習と経験で養われます。

一方、知恵は内側から出る認識であり、これは気づく能力、つまり想像力が必要になります。その想像力を養うには、自分の時間を作ることが必要です。だから、休暇をとることも必要だということです。

経営者は四六時中会社のことを考えています。ストレスも溜まります。

休暇は、考えることと一息入れることの両方を満たすことができます。

なかなか休みがとれないとは思いますが、積極的に休暇の予定を入れるのも時には重要なことだと感じました。

#### ご報告

現在、スタッフ獲得に向けて求人活動中ですが、一般の売り手市場現状により、採用が遅れております。関与先の皆様方には大変ご迷惑をおかけ致しております。大変申し訳ございません。

なお、新体制が整うまで今しばらくお待ち下さい。

#### 新人紹介

9月16日より、財務支援部に、黄曉莉(コウ・シャオリ)が入社しました。現在、青山学院大学国際マネジメント研究科(MBA)で勉強中。

また、9月29日より、同じく財務支援部に、竹下智之が入社しました。現在、税理士試験勉強中です。

どうぞよろしく願いいたします。

#### 今月の一言

『一緒に心から悩んでくれる人、

一緒にくやしがってくれる人。』

苦しい時や悲しい時一緒にそれらを分かち合ってくれる人がいるって良いですね。ましてや喜びも分かち合えたらどんなに良いことでしょう。

同じ音楽を聴いて一緒に感動してくれる人がいる。同じ景色を見て一緒に感動してくれる人がいる。美味しいものを食べて一緒に美味しいねって言うてくれる人がいる。幸せですね。